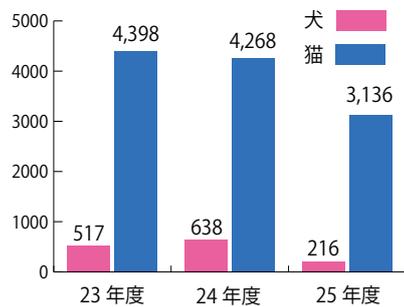


毎年9月20日～26日は「動物愛護週間」です。動物は、私たちに安らぎを与えてくれますが、人と共生していくためには、その生態や習性を理解し、適切な飼育管理をすることが必要です。動物を好きな人も苦手な人も、地域で健やかに共生していくために、私たちにできることは何なのでしょう。この機会に、同じ地域に暮らす命について、考えてみませんか。

☎環境課 ☎ 35-3744

人間と動物との健やかな共生が「動物愛護」です

左のグラフは、県内の保健所に引き取られたり保護されたりした犬・猫が、浜松市にある「県動物管理指導センター」で殺処分された数を示したものです。



県動物管理指導センターにおける
県内の犬・猫の殺処分数

あなたは、この数字をどう見るでしょうか。動物を飼うことは、命を預かること。そのためには、飼い主のモラルとマナーが欠かせません。今回は、飼い主に求められる適正な飼い方と、地域でできる取り組みを紹介します。

動物の性格は素直です。ともに暮らす人間を受け入れ、信頼を寄せています。ただし、虐待されたら身を守るために、攻撃性が高まることもあります。飼い主には、動物の習性などを理解した上で、最後まで責任を持って飼う義務があります。

人間も動物も健やかな生活を送れるよう、地域の「動物殺処分ゼロ」実現にご協力ください。

飼い主に求められる共生のためのモラルとマナー

□事前に正しい飼い方の知識を持ち、飼い始めたら、適切な飼い方で健康・安全に、一生責任をもって飼いましょう。

□人に危害を加えたり、近隣に鳴き声などで迷惑をかけたたりしないよう、散歩やエサなどの欲求を十分に満たしましょう。

□生まれてくる新しい命に責任が持てない場合、不妊去勢手術などを施しましょう。

□狂犬病の予防接種は、法律で定められています。年に一度は、必ず接種しましょう。

□マイクロチップは、飼い主と愛犬を結ぶ大切な証明書となります。行方不明時や災害時に備え、お近くの動物病院にご相談ください。

□散歩する際は、必ずリードを付けましょう。首輪やリードが緩んでいないか・傷んでいないか、事前に確認しておきましょう。また、糞の処理用具を携行し、適切に処理しましょう。

共生への第一歩 地域とのトラブルを回避する

人と動物との共生には、動物を苦手な人の理解も欠かせません。飼い主がモラルを持ちマナーを守ることで、犬・猫が、周囲に迷惑をかけることを防ぐ

住民が動物を見守る社会へ

「島田市動物ボランティア」(島田ワンニャン友の会)は、市環境課に属する団体で、現在約20人で活動しています。

友の会の活動は、大きく分けると3つです。1つめは動物の保護と里親探しです。保護できるのは、家庭で飼いやすい犬や猫などです。悪い癖を矯正した上で、チラシやホームページ、動物愛護の伝言板や譲渡会により、里親を探します。2つめは、TNR(飼い主のいない猫を捕獲し、不妊・去勢手術をして地域に戻す)活動の推進です。約5年の猫の命を、一代限り全うできるようにします。3つめは、啓発活動です。動物映画の自主上映会やパネル展などを開催し、理解を求めています。

地域主体で動物の里親探しやTNRが進められ、ボランティアに頼らなくてもいいようになるといいですね。周囲の理解を地道に求め続けた結果、熊本市では殺処分ゼロにかなり近づいています。



島田市動物ボランティア
会長 大石英之さん

人間と動物の共生のためにできることは

「動物愛護」って何ですか？

ことができます。

これまで環境課に寄せられた苦情を参考に、動物を飼っていない人の気持ちになって、周囲に気を配りましょう。

(まちの声・抜粋)

【犬が原因の苦情】

●糞が路上などに放置されていた。

●室外で放し飼いでいる(嘸みつかれないか不安、糞を庭にしている)。

●リードを付けずに散歩をさせている。

●鳴き声がうるさい(鳴き止まない)。

【猫が原因の苦情】

●糞尿の被害(飼い猫が庭などにしていく)。

●野良猫への餌付け(無秩序な繁殖)。

●敷地内に入らし、花壇などを荒らす。

**地域の皆さんへ
命の共生に「ご理解」を協力を**

ペットは、人に癒しを与えてくれます。命ある動物の愛護と適正な飼育への関心・理解があれば、人生をより豊かにしてくれる存在となります。

【家族で話し合って飼いましょ！】

ペットを飼うことは、その一生に責任をもつことです。飼う前に、本当に飼い続けられるか、家族みんなで話し合いましょ！

【ペットを譲ってもらえます】

ペットを入手する場合、動物取扱業登録のショップやブリーダーから購入するほか、動物保護施設などで保護されたペットを譲渡してもらおう方法(里親)もあります。

★ポッチとニャンチの愛の掲示板

家庭で飼育している動物をゆずりたい人と新しく飼いたい人との情報をつなぐ動物愛護の伝言板「ポッチとニャンチの愛の伝言板」を市役所正面玄関に設置しています。



最期まで共に過ごせる喜びを

※実際に、市内で愛犬の最期を看取った人のエピソードです。

「かつて4人家族と暮らしていたゴールデンレトリバー。家族の独立や他界などを経て、つながれたまま週に二度ごはんを与えられるだけで、散歩も行けない生活を送っていました。

見かねた知人が助けたときには、全身にがんや皮膚病があり、歩けないくらいに衰弱していました。でも、第二の家族に温かく迎えられ、さらに1年2カ月間も生きることができました。

動物は、側にいる人間と、命を終える最期まで、共に生活したいと願っているはず



犬・猫 飼育のルール

▶飼主には、動物が健康で暮らせるよう、また社会に迷惑を掛けないようにする責任があります。法律で義務づけられたルールを守りましょう。

【犬の適正飼育】

犬の登録

犬を飼い始めたときには、市へ登録が義務付けられています。登録手数料(1匹 3,000円)

狂犬病予防注射

年1回犬の狂犬病予防注射が義務付けられています(毎年4~6月に、動物病院などで)。

【猫の適正飼育】

猫の登録

市各窓口で、くびかん首鑑と登録手帳の交付を受けてください(無料)。

飼い猫適正飼育補助金(不妊去勢手術補助金)

不幸な猫の増加を防止しましょう。

対象/登録している猫

補助金額/1匹 5,000円

申し込み/事前に環境課・各支所地域総合課へ。

【ボランティア随時募集中】

募集対象/里親探しの間、一時預かりをするボランティア

※ペットの飼育経験があって、家族全員が理解してくれる家庭をお願いします。

申し込み/電話で市環境課へ